# 102-135

# 問題文

- 1. 化学物質A、B、Cは、いずれも第一種特定化学物質である。
- 2. 化学物質Dは第一種特定化学物質であるが、特定の用途においては代替品がないので、環境汚染のおそれがない場合に限り、例外的に使用が認められている。
- 3. 第二種特定化学物質は、難分解性、低蓄積性で、ヒト及び生活環境動植物への長期毒性をもつ化学物質である。
- 4. 化学物質Aは油症事件で問題になった物質で、この事件は化審法制定の契機となった。
- 5. 監視化学物質とは、分解性があり、蓄積性が認められなくても、ヒトへの長期毒性又は生活環境動植物への長期毒性のおそれのある化学物質のことである。

## 解答

## 2, 4

## 解説

化学物質 A は、ポリ塩化ビフェニル です。第一種特定化学物質です。化学物質 B は、2,3,7,8 テトラクロロジベンゾ-p-ジオキシン です。化合物 C は、DDT(ジクロロジフェニルトリクロロエタン)です。第一種特定化学物質です。化合物 D は、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)です。第一種特定化学物質です。

#### 選択肢1ですが

化学物質 B がダイオキシン類であるので、化審法の指定する特定化学物質ではないと考えると判断できるのではないでしょうか。選択肢 1 は、誤りです。

選択肢 2 は、正しい記述です。

### 選択肢 3 ですが

ヒト「または」生活環境動植物への長期毒性です。選択肢3は、誤りです。

選択肢 4は、正しい記述です。

カネミ油症事件です。

#### 選択肢5ですが

難分解性を有し、毒性のおそれがある化学物質の中で指定されたものです。第一種〜第三種に分類されます。

以上より、正解は 2.4 です。

類題 、